

○山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年12月26日

規則第20号

改正 平成28年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年山北町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第3条の規定による申請書は、山北町公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第3条第1号の規定による計画書は様式第2号により、収支計画書は様式第3号によるものとする。

(添付書類の特例)

第3条 前条に規定する申請の手続を行う者が、前条第2項の要件を満たす業務の計画書及び収支計画書を作成した場合は、これをもって様式第2号及び第3号に代えることができる。

(選定結果の通知)

第4条 町長等は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、当該申請した団体に対し、山北町公の施設の指定管理者候補者選定結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(指定の通知)

第5条 町長等は、条例第6条の規定により指定管理者を指定をしたときは、当該指定された団体又は出資団体等に対し、山北町公の施設の指定管理者指定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第6条 町長等は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは山北町公の施設の指定管理者指定取消通知書(様式第6号)により、同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは山北町公の施設の指定管理者管理業務停止命令書(様式第7号)により、当該指定管理者に対し通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の山北町情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の山北町個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の山北町印鑑条例施行規則、第6条の規定による改正前の山北町交通災害見舞金条例施行規則、第7条の規定による改正前の山北町予算決算会計規則、第8条の規定による改正前の山北町砂利採取税条例施行規則、第9条の規定による改正前の山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の山北町児童福祉法施行細則、第11条の規定による改正前の山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の山北町保育の利用に関する規則、第13条の規定による改正前の山北町子ども手当事務処理規則、第14条の規定による改正前の山北町小児医療費の助成に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の山北町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則、第16条の規定による改正前の山北町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則、第17条の規定による改正前の山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の山北町老人医療事務取扱細則、第19条の規定による改正前の山北町身体障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の山北町重度障害者医療費助成条例施行規則、第21条の規定による改正前の山北町知的障害者福祉法施行細則、第22条の規定による改正前の山北町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第23条の規定による改正前の山北町町営住宅条例施行規則、第24条の規定による改正前の山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する規則及び第25条の規定による改正前の山北町下水道排水設備指定工事店規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

山北町公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

山北町長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名 印
連絡先(電話)

山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 添付書類

- (1) 管理業務の計画書及び収支計画書
- (2) 当該団体の経営状況等を説明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長等が特に必要と認める書類

様式第2号(第2条、第3条関係)

山北町 に関する事業計画書

申 請 日	年 月 日
団 体 名	
代 表 者 名	
設 立 年 月 日	
団 体 所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

記載事項	記 入 欄
1 管理運営を行うに当たっての経営方針	
2 管理運営の具体策(安全・安心面からの特徴的な取組みなど)	
3 施設の管理 (ア) 職員の配置(指揮命令系統を示す組織図を含む) (イ) 職員の研修計画 (ウ) 経理	
4 施設の運営 (ア) 年間の自主事業計画 (イ) サービスを向上させるための方策 (ウ) 利用者等の要望の把握及び実現策 (エ) 利用者とのトラブルの未然防止と対処方法 (オ) その他(地域との連携、他施設との連携等)	
5 個人情報保護の措置	
6 緊急時対策 (ア) 防犯、防災の対応	

(イ) その他、緊急時の対応	
7 団体の理念 (ア) 団体の経営方針	
(イ) 当施設の管理運営をする理由	
(ウ) 施設の現状に対する考え方及び将来展望	
8 その他特に記すべき事項があれば記入してください	

様式第3号(第2条、第3条関係)

山北町 に関する業務の収支計画書(年度)

(単位：千円)

		内 訳	金 額	備考
収入合計 (A)				
項 目				
支出合計 (B)				
項 目	人 件 費			
	事 務 費			
	事 業 費			
	管 理 費			
	事務経費			
収支(A)－(B)				

※1年間(12月)の収支又は業務開始から年度末までの収支を記入してください。

様式第4号(第4条関係)

山北町公の施設の指定管理者候補者選定結果通知書

第 号
年 月 日

殿

山北町長 印

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の候補者について、
次のとおり貴法人(団体)に係る選定結果を通知します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 選定の結果

- 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定する。
- 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定しない。

3 理由(選定しない場合)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山北町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山北町を被告として横浜地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に山北町を被告として横浜地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第5条関係)

山北町公の施設の指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

殿

山北町長 印

山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、次の施設の指定管理者に指定します。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第6号(第6条関係)

山北町公の施設の指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

山北町長 印

山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次の施設の指定管理者の指定を取り消します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 取消年月日 年 月 日

3 理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山北町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山北町を被告として横浜地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に山北町を被告として横浜地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

山北町公の施設の指定管理者管理業務停止命令書

第 号
年 月 日

殿

山北町長 印

山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次の施設の指定管理者の管理業務の停止を命じます。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 停止する管理業務の範囲

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山北町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山北町を被告として横浜地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に山北町を被告として横浜地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条、第3条関係)

様式第3号 (第2条、第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)